

令和4年9月7日
民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和4年9月7日
開会 13時30分 閉会 14時30分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小田新紀
副委員長 藤原 孟
委員 藤谷謹至 小島智恵 荒貴賀 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 参考人 帯広民主商工会 副会長 岡本 忠
代理人 青山徹也
- 5 傍聴者 8名
- 6 事務局 議事課長 北原正喜 庶務係長 川瀬真由美
- 7 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書
 - 2 政策提言について
政策提言を行う上で、現状や問題点など、委員の意見を聞いて今後の方向性を決めていきたい。
 - 3 その他

民生常任委員会委員長 小田新紀

◇審査内容

(開会 13:30)

○委員長(小田新紀) ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継を始めます。

それでは、早速議事に入ります。

1、付託された陳情の審査を行います。

陳情第5号、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

本日は、陳情者である帯広民主商工会副会長の岡本忠さんに、参考人として出席いただいております。

本日の審査の進め方について申し上げます。

委員紹介をした後、岡本様より陳情の趣旨について説明をいただき、質疑応答の後、参考人には退席していただくという形になります。

その後、審査となりますが、参考人の方は退席後も傍聴される場合は、傍聴いただいて大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。

ここで、事務局より連絡がございます。

議事課長。

○議事課長(北原正喜) 参考人の陳情の説明に係りまして、参考人ということで、今回、幕別町議会委員会条例第26条の2ということで参考人については、公述人の発言、質疑、文書による意見の陳述を準用することになっております。その上で、公述人の発言ということで、委員会条例の第24条には、公述人が発言をするときには、委員長の許可を得なければならないとなっておりますので、ご注意いただきたいと思います。

また、25条のほうには、委員は公述人に対して、質疑をすることができる。その2では、公述人は委員に対して質疑をすることはできないという規定になっております。

また、26条には、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することはできないとなっております。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでないという規定もございますので、この辺を参考に審議に当たっていただきたいと思います。

本日につきましては、代理人といたしましての出席の要求が先ほどありましたので、その辺についてご検討いただきたいと思います。

○委員長(小田新紀) それでは、委員の自己紹介の前に、今、事務局より説明がありました代理人の許可ということを経済委員会のほうで諮ることができるということで、皆さんにお諮りしたいというふうに思います。

代理人の方も今日は出席を要求ということでございますが、これに関して皆さんのほうからご意見があれば承りたいと思います。

(なしの声あり)

○委員長(小田新紀) それでは代理人の方の出席についても許可をいたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(小田新紀) それでは再開いたします。

それでは委員の紹介をさせていただきます。

私、民生常任委員会委員長の小田新紀と申します。今日はよろしくお願ひいたします。
それでは、副委員長から順に自己紹介という形でお願ひいたします。

- 副委員長（藤原 孟） 民生常任委員会副委員長の藤原孟です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 委員（中橋友子） 民生常任委員の中橋友子です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 委員（荒 貴賀） 同じく民生常任委員の荒貴賀です。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。
- 委員（小島智恵） 民生常任委員の小島智恵です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 委員（藤谷謹至） 民生常任委員の藤谷謹至と申します。よろしくお願ひいたします。
- 委員長（小田新紀） それでは早速ですが、参考人の岡本様より、陳情の趣旨についての説明をお願ひいたします。
- 参考人（岡本 忠） 本日はこのような時間をつくっていただき、感謝申し上げます。委員会の皆さま、ありがとうございます。

私たち帯広民主商工会は、小零細、家族経営者で組織している中小業者団体です。

令和1年10月の消費税率10%引上げに続き、収束の見えない新型コロナウイルス感染拡大、さらにはロシア軍のウクライナ侵攻による国際情勢の激動や円安の影響で、あらゆる分野で資材の高騰や不足が続き、国民生活、経済活動は甚大な被害を受け、深刻な状況が続いています。

その中で、政府は令和5年10月からの消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の実施に向け、令和3年10月1日から、インボイス発行事業者の登録申請を開始しました。

消費税率10%引上げと同時に導入された軽減税率によって、消費税制度は複数税率となり複雑化しました。そこにインボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加が余儀なくされます。

さらに深刻なのは、500万人を超える今まで消費税申告が必要なかった売上げ1千万円未満の免税業者の個人営業の食堂や小売店、ヤクルトレディーや配達員などの請負事業者、通訳や音楽家、個人タクシーなど、個人事業者やフリーランス、地域シルバー人材センターの会員などの方々が、取引先からインボイス番号を取得するため、課税業者となることを求められ、消費税の記帳や申告実務、過度に重い納税負担を背負わされようとしています。番号を取らず課税業者にならないという選択もありますが、そうするとインボイス番号のない請求書、領収書は消費税の課税仕入れ控除に使えない。つまり消費税申告の経費に使えないことになり、取引先の税額が増えることから、取引から排除され仕事を失うこととなります。

既に元請けや取引先からインボイス番号取得を求める文書が出されており、取得しなければ消費税分を請求しないよとの値引きの強要をされるといった問題も起こっております。もう商売は辞めなければならない、私のような小さな店は潰れると言われていくことと同じと、怒りの声が上がっています。

また農業者は、農協を通じた取引について、適格請求書の発行を免除されているものの、機械利用組合等の構成員となっている場合、登録業者になることが必要となり、農業者も例外ではありません。そのため十勝の基幹産業である1次産業に非常に大きな影

響が見込まれます。

町内の事業者、農業者にとって、百害あって一利なし。何一つ利益をもたらさない制度です。そのため、インボイス制度導入には、日本商工会議所をはじめとした多くの中小業者団体、日本税理士会連合会などが、中止や見直し、延期を求めています。

コロナ禍、物価高騰の厳しい営業活動が強られる中小業者を守り、地域の雇用と暮らし、経済を守るために、趣旨にご賛同いただき、貴議会で令和5年10月からの消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施の中止を求める意見書の採択を心からお願いいたします。

以上です。

○委員長（小田新紀） ありがとうございます。

陳情の趣旨についてご説明がありました。これを受けまして、委員の皆さんからの質疑を行いたいというふうに思います。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 今回、1千万円未満の消費税の免税事業者が、インボイスの番号を取得するために、いわゆるここに書かれています。取引先から課税業者となることを求められ、重い負担を負うことが予想されますということが書かれています。

免税事業者は消費税を扱っている。それをいわゆる懐に入れる、それを税務署に納められるように言われたのだから、それは平等になるのではないかという声も聞こえています。これについては、どのようにお考えになるのでしょうか。

○参考人（岡本 忠） そもそも消費税は本当に預り金なのかという問題があります。判決でも、消費税は預り金でないということがもう言われていますが、平成元年にサラリーマンが東京と大阪で裁判を起こしました。免税事業者とか簡易課税を採用し、税金をピンはねしている事業者がいる。自分の払った消費税が、税務署、国庫に入っていないこと、これは恣意的な徴収を禁止した憲法84条違反、欠陥税制であり違法だ、損害賠償せよと訴えたことが出されまして、その判決が、90年に東京地裁と大阪地裁で判決が出ていますが、消費者は、消費税の実質的な負担者ではあるが、消費税の納税義務者であるとは到底言えない。消費税の徴収義務者が事業者であるとは解されない。したがって、消費者が事業者に対して支払う消費税は、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき、過不足なく国庫に納付する義務を、消費者の関係で負うものではない。つまり、消費税は物価の一部であり、預り金でない判決ではっきり言っています。この判決は、控訴をしなかったことで確定しています。

こう主張したのは、ほかでもない税務署側、国側なのです。それから、後々、国税庁でポスターを作ったもので、それにはこういうふう書いてあります。消費税は預り金的性格を有する税ですというような書き方でポスターが出されています。

以上です。

○委員長（小田新紀） 代理人の青山様、よろしく申し上げます。

○代理人（青山徹也） 代理人の帯広民主商工会事務局長をやっています青山徹也といたします。どうぞよろしく申し上げます。

委員のご質問に補足説明をしたいと思います。

今、岡本のほうから消費税は預り金ではないということの裁判の説明をしていただきましたけれども、これ益税論とよくいいますけれども、預かっている消費税、消費者が買物をするときに、レシートに消費税何%幾らと書かれるわけです。ということは、レシートを見る限り、消費税は消費者が事業者に預けて、それを事業者が税務署に納めなければいけないというふうな理解が多いと思います。

これは実は間違いでございまして、今、岡本からお話があったように、税金については納税義務者と徴収義務者というふうに分かれます。消費税法の納税者は事業者です。ただ、徴収義務はないのです。

ここがポイントで、これはガソリン税だとかたばこ税だとかと同じような関係性です。取引があったときに、それについて8%であったり10%の税を計算して払えというものですので、決して消費者が商品の本体価格に加えて消費税を納めている。要するに事業者側は徴収しているわけではないということです。そこをご理解いただきたいというふうに思います。

では、なぜそういうふうにレシートにそう書かれているのかということですが、ガソリン税も消費税も内訳として、消費税が幾らだと書いているのですが、あれは税負担はこのぐら이다よと、私たち、このぐらいの税を払っているのだよとお知らせの部分と、あとは消費税の計算上、取引によっては課税、非課税、もしくは8%、10%で区分けしなければいけないわけですが、その区分けをやりやすいようにということで分けているだけであって、とりわけその取引レシートの中に書かなければいけないというものではないと。要するに消費者が事業者に別途払っているものではないということです。

それでたばこ税に関しても同じ取引なはずですが、たばこを吸われている方しかちょっと分からないかもしれないのですが、たばこを買ったときには、今500円程度と聞いていますけれども、500円の中に内180円たばこ税だよとは書きません。これはたばこを売った小売業者が、地方税として地方自治体に納めているという関係性です。

また、徴収義務者と納税義務者がはっきりしている税としては、入湯税というものがございまして。温泉に皆さんがつかったときに、温泉旅館に入湯、1回につき幾らという金額を払うわけですが、これは納税義務者は温泉に入った消費者です。ですので一旦預かりという形で預かって、地方自治体に納めるという関係性になっていますので、ここは消費税法とは違うということで、まずひとつご理解いただきたいというところと、あとは免税事業者は不平等だということが結構聞かれます。

かたや1千万円以上になっている自営業者、経営者は消費税を払っている、税務署に。かたや同じような取引をしているのに、1千万円未満の業者は免税業者となっているわけです。これは不平等ではないかとよく言われるわけです。私たち帯広民主商工会の会員のおよそ6割はこの免税業者です。主に家族経営者です。

この人たちが果たして本当に不平等なのかということですが、それについては、あらゆる税の法律の中には、免税というものはいろいろ用意されています。

1つ代表的なところを申しますと、軽油税、これは農業者であったり土木作業の関係で道路を走っていない機械で軽油を入れる場合には、免税軽油というのがあります。こ

れで免除されているわけです。また自治体のほうでは、国民健康保険税でも減免であったり、この間コロナの免税というのがあります。

といったように、目的に応じて税は免除されるべきというのが、法律で様々定められているわけですが、この消費税の1千万円の免税というのは、目的は小零細企業、社会的弱者が消費税法の課税業者にされてしまうと、税負担または事務負担等々が厳しいということで、消費税がつくられたときに、当初は3千万円でしたけれども、今は1千万円になりました。というように弱者救済の目的を持った免税制度だということも、ご理解いただければと思います。

また、今回このインボイスが始まると、この弱者救済の制度がないがしろにされるという観点で、インボイスの中止を私たちは求めているということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） そのほか、今のことに関わってでも構いませんが、ご質問等ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） インボイス制度の登録の事務が既に開始されております。ただ、地域の事業者の中で、まだまだインボイス制度そのものについての認識といたしますか、名前は聞いているけれども、具体的な中身が分からない。この間、議会でも取り上げてきたことがあるのですけれども、事業者からはそういう声が届いていませんよという、そういう答えもありました。

したがって、大変地域経済に与える影響は大きいと思うのですけれども、知られていない現状があるということと、具体的に地域経済にどんな影響が出てくるのか、事業者にどんな影響があるのかということと、ご説明いただけたらと思います。

○参考人（岡本 忠） 今、言われましたどのぐらいの方が認識されているかということなのですけれども、今、国税庁の調べでも、7月現在で全国で80万件の登録ということで、今、法人数が大体282万社と言われてますし、個人の申告者は545万と言われてます。そういう中で80万件、法人で23%、個人では3%程度の、今、申請件数です。僕らも、だからこの地域で、この地元でもいろいろな業者とお話をするのですけれども、ほとんどがよく分からないと。それときっとコロナのせいもあるのでしょうけれども、税務署でもきちっとした説明会がない、そういうようなこともよく聞かれます。

やはり多くの方は、この先事務負担だとかそういうこと不安で、本当にどうしたらいいのかという、今現在本当に多くの方は悩んでおられると思っております。

補足をお願いします。

○委員長（小田新紀） 青山さん、お願いします。

○代理人（青山徹也） 補足説明いたします。

今回、インボイス制度が導入されると、先ほどお話ししたように、全国の1千万円未満の事業者が、新たに課税事業者になるということが必要になってきます。これは全ての事業者ではなくて、必要であればということになります。ほとんどの取引が、対業者との取引になってきますので、僕らが考えている会員さんの中では、理容師さん、床屋さんは、ほぼ個人消費者とのやり取りになってきますので、お客さんに領収書を出す

ときに、領収書はほとんど出さないとは聞きますけれども、もし領収書を出したときにインボイス番号が必要だということにはならないと思いますので、そういった業者さんに関しては、課税負担は増えないと思いますけれども、今回、このインボイスが導入されるに当たって、国会で論戦がありました。

そのときに、消費税率は今回一切上がっていないわけですがけれども、全国の消費税の増収分、インボイスが始まることによって、全国で2,400億円の税収が増えると言われていいます。これは新たに課税業者が増えるということです。この増えた分というのは、もちろんこの幕別町の事業者、今まで免税業者だった方が新たに課税業者になって、国に払うということになるわけですから、もちろん単純に考えても、地域経済にとってはマイナスです。

では、一事業者当たりどのぐらいの税負担になるのかというところですがけれども、当時、麻生財務相はこう答えています。国会で売上げ550万円、非常に小さな業者です。年間売上げ550万の業者で、利益が所得というふうに置き換えてもいいと思いますが、利益が150万、これだけではなかなか食べていける金額ではありませんけれども、そういった事業者は、では今回どのぐらい増えそうなのかという試算が、およそ年間15万円です。150万円の利益しかないのに、15万円取られるということになってしまうと、これはもう生活直結の問題だと思います。

どのような業態の方がいるのかというところですがけれども、1つは建設の一人親方、これはなかなか看板、家の前に看板を置かれている一人親方はあまりいらっしゃらなくて、どのぐらいいるのかって町場を歩いていても、なかなか見えないのですけれども、相当な数の方がいらっしゃると思います。加えて個人タクシーの運転手、また保険の外交員、これは生保レディーという言われ方をされますけれども、外交員、また小さな町場のスナック、食堂。あとはネイルサロン、エステなんか最近個人経営で、アパート、マンションの中で経営されている方もいらっしゃいます。

または開業2年目までの事業者は、2年間開業しても消費税免税されます。それは2年前を基準期間としている関係上そうなるのですけれども、こういった方が新たに課税されるのと、将来的なことを考えたときに、これから新規開業をして、若き経営者が生まれるという瞬間から、今までは2年間消費税なかったから、ある程度お金をそこでつくって羽ばたいていくということがあったと思いますけれども、この制度が始まってしまうと、初年度から消費税を払わなければいけない。そこも一つ大きなハードルになるのだらうなというところですよ。

こういった幕別の小さな規模で、地域を支えている数多くの零細業者に、多大な負担があるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） そのほか、いかがでしょうか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 今、お話があったことに関してなのですが、中橋委員は、今年6月にこのインボイスについて一般質問をされて、私も改めて町長答弁のほうを振り返ってみますと、やはり事業者の声は、反対という声は出ていないという答弁でありました。幕別町民は納税することが義務だと、そういう考え方を持っているのではないか

という答弁でありました。

それで、私も同僚議員も事業をやっている人がいらっしゃるの、周りの事業者も含めて、どういう状況なのかというところを伺ったのですけれども、明確にインボイスに反対する方はいらっしゃらないと聞いておりますし、致し方ないのではないかと考えている方もいらっしゃるのですけれども、先ほどよく分からないといったそういう方も中にはいらっしゃるのかもしれないのですけれども、地元の事業者から、これはもう反対しなくてはいけないという、そういった声がないと、なかなか陳情として上げていくのが難しいのかなと、印象としては思ったのですけれども、これは日本商工会議所や日本税理士会連合会などで、声を上げておられるというところで、これは幕別町内というより、全国的なところでの動きといいますか、そういうふうに捉えたほうがよろしいのでしょうか、どうなのでしょう。

○委員長（小田新紀） 岡本さん、お願いします。

○参考人（岡本 忠） 消費税が導入されて三十数年たちますけれども、税率が上がるたびに、どのようなことが起こっているかというところ、仕組み上、自分のところで従業員をできるだけ置かないで外注化するという動きになってきているのです。周り見ても確かにそうなっているなど、私は実感するのですけれども、自分のところに従業員を置かないで外注化させる、独立させる、そのことによって消費税の仕組みというのが、やはり売上げから110分の10で、それに経費の110分の10、それを引いて納めるということになりますから、人件費というのは経費になりませんから、控除になりませんから、外注にすると経費になると、そういうことで1つは雇用破壊ということが生まれてきています。それに併せて雇うと、社会保険料がそれによって負担が減ると、そういうようなことが起こってきて、一部ではそうやっている業者も見受けられるので、非常に大変な状況が生まれているなど。全体としては、日本では非正規労働が今40%近くなっているのです。そういったことにおいて、この消費税については、今後の日本の経済だとか、あるいは雇用の関係だとか、そういったことには非常に厳しくなっている、税率が上がれば上がるほど、そういう外注化になってきていると、そんなふうには私は思っているのですけれども、補足的に、今代わりますので。

○委員長（小田新紀） 青山さん。

○代理人（青山徹也） インボイスが導入されて、これは国がやったことだから仕方がないという声だというふうに思いますけれども、インボイスという制度自体が、消費税法ですらかなり難しい、また面倒くさいものなので、さらにこのインボイスというものが始まった後に、どういった影響があるだろうというところまで、果たしてどれだけの業者が想像できているか。やはりこれは相当な勉強をしないと、その想像までつながらない制度になっていると、僕は思います。それだけ理解が難しいし、想像しにくいものだというふうに思います。

ですので、これは僕の個人的な観点ですけれども、国民にとって不利益のある法律をつくらうと思った場合、複雑より怪奇な形にすればするほど、国民は理解できない。理解できなければ、反対運動が起こらないわけです。それはこの消費税法を含め、また複雑なインボイス制度を含め、こういった現象は少なからず起こっているだろうなど。あとは僕らのような中小業者団体が、会員または地域の業者に、一緒にインボイスが始ま

ったらこんなことが起こるといことは、まだまだ足りないのだろうと思いますが、よくあるのは始まってから、いや、これは大変だわといことはよくある話であって、その声をこの幕別町議会のほうに代弁する形で、また創造する形で提案をしたいといことも含めて行っているといことを、理解していただきたいと思ひます。

○委員長（小田新紀） 岡本さん。

○参考人（岡本 忠） 今、所得税、法人税、それから消費税、いろいろと税収があるのですけれども、今、滞納が一番多いのが消費税なのです。令和3年の状況ですけれども、3,500億円から3,600億円ぐらいの滞納なのです。それはなぜ滞納がこれだけ出るかといくと、やはりそれだけ不合理なのだと思ひます、私は。それとその年によって違いますが、どのぐらいの滞納件数かといひますと、50万件からその年によって90万件、そのぐらいの滞納があるのです。やはり税金はきちんと納めるものだ。やはり所得税だとか法人税のようにきちっと納めるものだといふうに、そういう払える税金でないといけないのではないかなと思ひます。やはりこの消費税といものは、不合理な点が多々あるのだろうと、そんなふうと思ひています。

以上です。

○委員長（小田新紀） そのほかございますか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 税のことを詳しく知って、難しいことだと思ひますけれども、収入があつたらこれは払わないと、納税義務があるわけで、その中で事業者といものは、小規模事業者であつても課税業者であつても、皆さん納税されていると。その中で、事務の煩雑化といことも出ていましたけれども、それを助長しているのが、やはり軽減税率で10%と8%だと思ひます。この10%と8%になつた状況といものは、やはり生活、食料品とか一部の弱者の消費者に対して、それだけ10%に対して8%、なるだけ低い税率で納めてもらうとい考え方だつたのですけれども、この2つの消費税、10%と8%とい現状について、どのようにお考えになつているのか。

あと、現在のこのインボイス制度は、令和3年の10月からもう登録開始されて、令和5年3月1日までに登録してくれと。10月から実施といことで、その間は消費税が10%とあと軽減税率が8%になつた時点で、請求書に関しては現行の区分記載請求書方式とい格好でなつたと。消費税額が変更されたときに、もう既に、いずれはこのインボイス、適格請求書に移行しますといつた形で、今の請求書は暫定措置だといふうと思ひています。その間、やはり事業者はレジスターとかをもう導入しているのです。補助金もあつた関係で、もう既に進んでいる状況だと思ひます。

今度、これから電子帳簿保存法があつて、全部請求書や何かを電子保存しないといけないとい格好にもなつていくのですけれども、そういうふうな流れの中で、全国的な意見ではなくて、幕別町の例えば商工会の会員数は、今334人、幕別町にいるのですけれども、法人会が159社で青色申告会が41名。そのような商工会の会員の状況といものは、帯広民主商工会の中ではどのように把握されているのか。1点が消費税率の10%と8%の軽減税率のあることについてと、あと1点は幕別町の商工会の関係の状況を、どのように把握されているのかといものを、2点お聞きしたいと思ひます。

○委員長（小田新紀） 青山さん。

○代理人（青山徹也）　まずはじめに、10%と8%、今、軽減税率という形で食料品、あとは日々の新聞等々が今8%という区分けになって、これが記帳する側には、非常に大きな負担になっていると。またレジスターの交換が必要だったから、この間替えたのだと、委員がおっしゃるように補助金も出て、多くの方が既に対応済みだと思います。

これに関しては、事務負担の増加というのは確実にあったわけです。ではこれを誰が負担してくれるのかということ、各事業所がそれぞれ経費として負担していく、またはいるという状況なわけですが、ちょっと委員の答えになっているかどうかは分かりませんが、こうした事務負担がインボイスが始まることによって、さらに増える。また今まで対応しなくてもよかった小さな食堂であったり、スナックであったりも、新たにこの複数税率の対応もしなければいけないということを考えてときに、より1千万円の免税制度というものが形骸化されていくという恐れが考えられるなど。

また、その10%と8%を分けたことによって、事業者はどういうふうに考えたかということ、何でこんなに面倒くさいことをやらせるのだと。消費者にとって本当にそれがプラスになっているのかということところは疑わしいという声が、やはり圧倒的に多いように聞こえます。

消費者のほうも何を買ったら10%で、何を買ったら8%だというふうなものが書かれているけれども、でも10%にほとんど上がったのは間違いのないよねと。結局8%だったものが8%据置きになっただけで、実際は多くのものが10%に上がったのだから、それは消費税上がったと認識にしかかかっていないと思います。

また、幕別町の商工会であったり青色申告会、法人会、様々なところに所属されている方がいると思いますけれども、帯広民主商工会のほうにも、商工会に入りながら民商に入っているという方も大勢いらっしゃいます。これはそういう制限をかけているわけでは一切ないので、そこら辺は同じ意見なのかなというのか、説明をすればすれほどインボイスはよく分からないねと、これはどうしていったらいいの実際、という声が聞こえてきたり、あとは麻生さんが出したように、実際に課税業者に今の売上げでなったら、これから確定申告の時期にどのぐらいの税金を払わないといけないのという試算を当会のほうではしているのですけれども、今の利益からこれだけの税負担をまたさせられるのというのが、やはり多いです、実際に計算してみると。ですからこういった実際の計算をするだとか、そういったこともやっていかないと、実際に始まってみて「えっ、こんなに税金払うことになるの」ということが生まれてくるのは明白かなと考えています。

以上です。

○委員長（小田新紀）　そのほか質疑はないでしょうか。

小島委員。

○委員（小島智恵）　藤谷委員のお話にありましたように、もう昨年10月から登録申請を既に開始しておりますし、レジなどのそういった国の補助も出て整備もされてきているという話でありまして、かなり進んできているのです、この準備も含めて。客観的に見ても、この時期になって、こういった反対の陳情を出されるというのは、少しいずいなと思ったのです。もう少し早期に提出されて、この問題提起をされたほうが、より私どもも理解進んだのかなと思うのですけれども、この時期に出されたということで、何かそういった経緯があったのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 一旦休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀） 休憩を解いて再開いたします。

今の時期でのタイミングでこの陳情を出されるということに対して、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

青山さん。

○代理人（青山徹也） 実は一昨年3月だったかなと思いますけれども、当会の北海道の連合会のほうから、全ての北海道の自治体に対して意見書採択を求める陳情が出されています。それが、幕別町議会のほうでどういう扱いになったのかというのは、ちょっと把握していませんけれども、資料配布で終わったのか、何かの形でここまでの議論にはなっていなかったのかなと思います。既に更別村又は陸別町で、この意見書の採択がされているということです。

また、今回こういった形でインボイスの意見書採択を本格的にということか、委員の前で説明をするというところまで、なかなか至らなかったというところは、時期が遅いと言われてしまうと、それまでですけれども、実質ほとんどの業者は、これからインボイスの登録、先ほど岡本が言ったように、個人事業主ではたった2%とか3%の世界なのです。それだけやっぱり理解も進んでいないし、まだまだこれからだと考えている方々も大勢いらっしゃるということで、遅いということはないと僕らは考えています。

以上です。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

陳情の趣旨についての質問となりますので、その部分について丁寧にご質問いただければと。

○委員（小島智恵） 今のお話でも大丈夫です。

記憶にはちょっと一昨年3月ですか、私の中にはないのですよね、意見書が出されたというところが。どういう扱いにしたのか、ちょっと分からないのですけれども、今回、私は初めてといいますか、特に問題として、今取り上げているところに、ちょっとスタートラインといいますか、ようやくそういった感じになったのかなと思います。

○委員長（小田新紀） ほかに質疑ございますでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それではないので、質疑については、これで終わらせていただきます。

岡本さん、青山さん、どうもありがとうございました。一旦退席をしていただきます。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

本陳情について、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） この陳情書そのものの趣旨、それからただいま提出者、参考人からのご説明をいただきまして、この税制度の矛盾点というのを改めて認識をしたところで

す。

この陳情書を私自身受け止めて考えるときには、今のこの時期、書いてあるとおりに本当に不景気の中で、事業者の皆さん、大変な思いをしていると、その真ただ中でありますから重要だと思うのですが、それにしてもその手前のこの税制度の問題を、やはり改めて整理しながら、合理的なのか不合理なのかということも含めて、押さえた上で判断していく必要があるなと思いました。

インボイスという言葉も本当に耳慣れない言葉でありましたから、理解するにも時間を要したところなのですけれども、もともと消費税そのものが導入されたときから、導入の準備、今から33年前なのですけれども、準備されていたときから消費インボイス制度というのは、導入の提案する側は考えの中にあつたということが資料を調べて分かりました。では、なぜ33年間実施されなかったのかということ、いわゆる直接税、間接税、この消費税は間接税になってくるのですけれども、その間接税の当時の国会の議論だとか提案する過程で、非常に抵抗が大きかった。税というのは基本累進課税で、その担税能力に見合った税をきちっと制度として確立して、国民は納税の義務を有するということが流れてきたものが、消費税が入ることによって、担税能力関係なく買物をするたびに、事業者の皆さんに最終的には支払うというような決め事で、抵抗が大きかった。そこでこのインボイスというのも断念したと、導入を断念したという経過が見えてきました。特に零細業者に対するそこには負担が大きいということもあって、断念するということがありました。

それでそういうことを考えると、能力のある者が税を負担するという仕組みから来て、無理くり消費税というのは導入されたのだけれども、インボイスは弱小事業者に大きな負担になるから外した、見合わせたというのが事実としてあつて三十数年経過して、では今この時期にその改めて導入する環境にあるのかということを見たときに、陳情者が書かれているように、特にこの間、事業者の皆さんは零細事業者だけに関わらず、物価高騰と、それからコロナの影響などで大変なご苦労をされていると、事業そのものの継続そのものも危ぶまれる状況もあるということになっている。

この時期に、導入のときにもっとも景気がよくて、そして落ち着いていたときですら難しかったこの制度が、33年経過して今ここに出てきて、さあやってくださいとなる、そのことに私は税制度の矛盾や出してきた社会的な背景、本当に厳しいものと思います。しかもこのインボイス、今回の議論になっている、今、既に登録が始まっていますけれども、出発は2016年だったのですよね。2016年、2017年と来て、コロナは20年の頭からですから。だから、このときの、出そうとしたときの環境としては、大変ではあつたけれども、今日ほどのひどさはなかったときに、税制を変えようと思って作られた。その2年後にこういう状況になっているというようなことを思えば、様々な矛盾は別にしても、インボイスそのものを今導入する環境には全くないとまずは捉えました。

まずは、私の1問目の意見です。

○委員長（小田新紀） その他ご意見等ありますでしょうか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 本日、参考人の方に願意について詳しくご説明いただいたところがありますので、きっちりと精査をさせていただいて、結論を出すことはできませんので、

今日のところはここまでかなと私は思っております。

○委員長（小田新紀） ただいま、小島委員より本陳情について、本日説明を受けたことで、もう少し時間が欲しいということで、継続審査というご意見がございました。

これについて皆さんいかがでしょうか。ご異議はありますでしょうか。

○委員長（小田新紀） 副委員長。

○副委員長（藤原 孟） 説明員から、それから陳情者から話を聞きました。

私は全国的だとか、33年前がどうかというよりも、今、自分の町の事業者はどういう状態なのかということ、この何日かの間で自分の耳で確かめてみたいと思います。もう少し時間をいただいて、小島委員の継続ということに賛成いたしますので、委員長、お諮り願いたいと思います。

以上です。

○委員長（小田新紀） 継続審査とすることに対して、異議はございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） では、異議なしと認めます。

陳情第5号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書については、次回委員会に継続審査といたします。

次回の開催日なのですが、決算審査特別委員会がございまして、13日が終わった後はほかの委員会が入っているということで、14日、2日目の決算審査特別委員会の終了後ということで提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） では、9月14日に次回委員会ということで決定いたします。

インターネット中継について、これで終了いたします。

（審査終了 14：27）